

一般財団法人山下太郎顕彰育英会 奨学生 募集にあたって

財団法人 山下太郎顕彰育英会設立趣意書

我が国経済は近時急速なる発展を遂げ、世界有数の経済大国と云われるまでに成長いたしました。この原動力となったものが我国民一人一人の資質の高さにあったことは言をまちません。

格別の物的資源を持たない我が国にとって、人的資源こそは唯一究極の財であり立国の基盤であります。

我が国の先人たちはこの一点を洞察して早くより教育に力を注ぎ、国民の能力向上をはかるべく様々な施策を実施して不断の努力を重ね、その結果として今日の我が国の繁栄がもたらされましたことは同慶の至りであります。

しかしながら、一方で豊かさの恩恵に浴さない人々がなお多数いることも看過しえない事実であります。

世界は日々変動し、今日その主要な構成員となった我が国が世界平和と繁栄のために担わなければならない役割は山積しており、立ちふさがる諸問題を解決し、来たるべき 21 世紀を実りある世紀とするためには、以前にも増して教育の振興が片時もゆるがせにしない事柄であります。

戦後アラビア石油株式会社を興した山下太郎は、生前、教育の重要性を深く認識し、その出身地、秋田県大森町に対し、奨学金を 20 年間に亘り寄附する他、高校建設資金を寄附、また出身校北海道大学に生化学研究所を寄贈する等、個人的に教育への助成、振興に情熱を燃やしてまいりました。

平成元年は、山下太郎生誕 100 周年に当たり、この記念のときに、山下太郎を顕彰し、その遺徳を実現するために、向学心に燃える前途有為の学徒等に対して奨学援助を行い、また、学術研究を行っている研究者、研究団体に対する研究助成等を行ない、もって社会有用の人材育成の一助を担い、青少年教育の振興に寄与するため、財団法人山下太郎顕彰育英会を設立しようとするものである。

平成元年 9 月 8 日

設立者 山 下 文 子

財団法人山下太郎顕彰育英会設立の趣意に基づいて、令和 6 年入学の大学奨学生を募集いたしますので、多数の皆様が積極的に応募されますようご案内申し上げます。

令和 6 年 1 月

一般財団法人山下太郎顕彰育英会
理事長 山 下 和 男

奨学生募集要項

1 応募資格

秋田県民の子弟で、令和6年に大学へ入学し、1学年に在籍している者(新生に限る)とします。他の育英団体等にも併願することはできますが、もし、他の育英団体等から給貸与を受ける事になった場合は本会事務局へ連絡していただきます。また、他の奨学金のなかには併願・併用を認めないものもありますので、事前に当該団体に確認してください。

なお、高校奨学生の募集は、公立・私立ともに休止しています。

2 募集人員

大学奨学生（短期大学は除く） 令和6年入学者 10名程度

3 奨学金の貸与と返還の条件

(1) 貸与月額

大学奨学生 50,000円

(2) 貸与期間

入学月から在学する学校の正規の最短修業年限までとします。

(3) 貸与方法

本人名義の預金口座へ毎月振り込みます。

(4) 返還期間

上記貸与期間の2倍の期間内とします。(無利息)

(5) 返還方法

返還総額を返還期間で除した額を年返還額とし、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過後、年1回、2回、3回、6回の何れかの方法により、均等額を返還していただきます。ただし、年返還額に千円未満の端数が生じたときは、この額を初年度の返還額に加えるものとします。

なお、貸与終了後、大学院等に在学の場合は、願出により返還を猶予することがあります。

(6) 返還免除

正規の最短修業年限を以て卒業したときは、貸与した奨学金総額の80%を返還免除とします。

4 提出書類

- ① 奨学金貸与申請書（本会所定の用紙、連帯保証人は原則として保護者）
- ② 出身高等学校長の推薦書（本会所定の用紙）
- ③ 出身高等学校の調査書（成績証明書は不可、開封無効）
- ④ 作文（A4サイズ横書用400字詰原稿用紙2枚以内、題は自由とし、1行目に題を、2行目に氏名を明記すること）
- ⑤ 本年4月時点で在学する大学の在学証明書

⑥ 本人及び連帯保証人の住民票の写し各1通（本年4月発行のもの）

※連帯保証人とは、本人の父母またはそれに代わる者としてします。

※出身地確認の為、本籍は省略せずに交付申請してください。特に住民票の異動手続きをした場合は秋田県出身であることを本籍地で確認します。

※連帯保証人が同世帯の者である場合、世帯全員のもの1通でも構いません。

(注) 提出書類は採用の可否を決定する重要な書類です。提出書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することもあります。また、採用の可否にかかわらず提出書類は返却しません。

5 出 願 期 間

令和6年4月1日から令和6年4月25日（必着）

6 申請書類の請求及び出願先

一般財団法人山下太郎顕彰育英会

〒013-0521 秋田県横手市大森町字大森145番地

電話 0182-26-3500

※申請書類は、本会事務局窓口で直接、または郵送により請求できます。

郵送による請求の場合は、封筒表面に「奨学金申請書類請求」と明記し、中に住所、氏名、フリガナ、性別、年齢、電話番号を記載した書面と140円分の切手を同封してください（返信用封筒は必要ありません）。

※出願については、本会事務局窓口へ直接持参、郵送ともに可。期限厳守。

7 選考について

提出された書類をもとに学識経験者で構成する選考委員会の選考を経て、理事会で最終決定します。

8 採 用 発 表

令和6年6月中旬（予定）までに、申請者全員に採用の可否を文書で通知します。

※採用の可否について、電話等による直接のお問い合わせには、お答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。

9 そ の 他

申請書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与（返還）業務など、本会の事業活動及びこれに付随する業務を行う範囲内で利用させていただきます（個人情報、ご本人の同意を得た場合又は法令の定めがある場合を除き、第三者に提供することはありません）。

※詳しくは本会ホームページ(<http://yamaiku.jp/>)に掲載されている「奨学金貸与規程」をご覧ください。

※ご不明の点は、本会事務局（電話：0182-26-3500）までお問い合わせください。

奨学金貸与申請書記入例

(表面)

奨-様式第1号

一般財団法人山下太郎顕彰育英会理事長 殿

2024年 4月 △△日
(提出日または投函日)

貼 写
付 真

(約2.5cm×3.0cm)

訂正箇所は二重線を引いて、
線上に申請者印を押印し余白に書き直す

申請者本籍 ~~秋田県秋田市××町2-2~~ **1-1**
〒980-0000
住所 宮城県仙台市××区××町2-2 →(注1)
××ハイツ101号
(ふりがな) あきた○○こ
氏名 秋田○○子
生年月日 2005年 5月 20日生 (18歳)
電話番号 022-103-4567

連帯保証人 住所 〒010-0000 秋田県秋田市××町3-3
氏名 秋田□郎
電話番号 018-305-6789

一般財団法人山下太郎顕彰育英会奨学金貸与申請書

次により、一般財団法人山下太郎顕彰育英会奨学金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

希望貸与期間	2024年 4月から 20××年 3月まで (計 △△ 箇月) →(注2)			
在学している	名 称	〇〇大学	学部・学科名	〇〇学部〇〇学科
	入学年月日	2024年 4月 △日 入学		
学 校 等	所在地	〒980-0000 宮城県仙台市××区××町9-9		

(注1) 本年4月時点の現住所を記入
(注2) 本年4月から各校の正規の最短修業年限までの期間を記入

(裏面)

中学校卒業 以後の学歴	2021年 3月	〇〇市立〇〇中学校	卒業			
	2021年 4月	〇〇高等学校〇〇科	入学			
	2024年 3月	同 校	卒業			
	2024年 4月	〇〇大学〇〇学部	入学			
	年 月					
	年 月					
連帯保証人	氏 名	秋田□郎	性 別 男 本人との続柄 父			
	生年月日	1970年 9月 20日	職 業 会社員			
	本 籍	〒010-0000 秋田県秋田市××町1-1				
	現住所	〒010-0000 秋田県秋田市××町3-3				
家族及び生計 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	同居別居の別	職 業 (勤務先)	年収 (税込)
	父	秋田□郎	53	別居	会社員 (株式会社〇〇〇)	637万円
	母	秋田○美	42	別居	パート職員 (〇商店株式会社)	122万円
	弟	秋田□男	17	別居	高校生 (〇〇高等学校)	
	祖母	秋田○子	71	別居	無職	100万円 (年金)

※この用紙は折り曲げないで提出して下さい。